

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したものの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年7月6日(木)	1. 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化について	<p>平成21年4月の岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの休床化、令和2年11月から岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医師3名体制から2名体制への変更は、特に在宅療養者がこの地域で安心して生活していくことに大きな不安や懸念を抱かせています。</p> <p>今まで、保健・医療・介護・福祉連携体制を維持するために、新たに訪問看護ステーションを開設するなどし、岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターを中心とし、各種連携会議を行いながら看護師・保健師・薬剤師・救急救命士などのパラメディカルの方たちや介護サービス事業者などの関係機関が一体となった取り組みを行っております。</p> <p>現在、在宅療養者は、訪問看護や訪問介護など提供できる体制があっても、往診がないと入院するしか術がありません。入院しても在宅へ帰ることなく、転院や施設入所を選択しています。また、通院は、介護タクシーを利用していますが、身体的・経済的負担が大きく、管内で介護タクシーは1社のみで、予約がとれないこともあり必要な時に利用できない状況もあります。病院に通えなくなると、町を離れて入院せざるを得ませんし、在宅での最期を希望しても、叶えることができない状況で通院困難になった時点で入院となります。入院が長期化することで町の医療費が高騰し、入院でADLや認知機能が低下し、最終的に施設入所へとつながるため介護保険財政も非常に厳しい状況にあります。</p>	<p>【医療局】</p> <p>1 医師3名体制の確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いていますが、気仙保健医療圏内の他の県立病院等からの応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。</p> <p>県では、関係大学への派遣要請、即戦力となる医師の招聘活動、奨学金養成医師の計画的な配置などに積極的に取り組み、今後も必要な医療が提供できるよう医療体制の充実に向けて取り組んでいきます。(B)</p> <p>2 訪問診療については、医師の体制や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の対応等から一時中断しておりましたが、地域のニーズを踏まえて、令和5年度から徐々に再開しているところです。</p> <p>一方、往診については、患者の体調変化など突発的事態への対応が必要であり、医師を始めとする医療従事者の体制確保等について課題があるため、直ちに対応することは困難な状況です。</p> <p>なお、緊急を要する患者については、圏域内の他の医療機関との役割分担により、受入体制を確保しています。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B:5、C:1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>このことから、岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターへの週1回の往診医の配置などのご提案をさせていただいたところですが、現状では医師の確保が難しく実現はしていないため、将来的に医師が充足し往診医が配置できるまで間の対応策として、在宅療養支援診療所のサテライト設置の国家戦略特区の申請をさせていただいたところです。</p> <p>本町では、医療資源が限られていることから、様々な方法を考えながら在宅医療の推進に向けて取り組んでいるところであり、デジタル技術等を活用しながら今後起こりうる中山間地域での医療資源不足解消の取り組みを岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターとともに構築し、モデルとして県内全体に広がるように取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>つきましては、岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携体制強化について、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師3名体制の確保 2 訪問診療の充実と往診医の配置 3 保健・医療・介護連携体制構築のための連携強化 4 外来診療の利便性の向上 5 遠隔診療の導入 6 入院ベッドの確保 	<p>【保健福祉部】</p> <p>3 保健・医療・介護連携体制の構築は、市町村が主体となって、地域の特性に応じて、関係者が連携して取り組むことが重要であることから、県では、在宅医療人材育成の研修や先進事例などの提供、未来かなえネットをはじめとした地域医療情報ネットワークの整備、介護予防への医療従事者の参画の調整などを通じて地域における連携体制構築のための取組を支援してきました。</p> <p>県立大船渡病院附属住田地域診療センターにおける連携強化についても、引き続き上記の取組の推進や実情に応じた助言・支援等を通じて、地域の関係機関・団体間の連携強化に資する取組を支援していきます。(B)</p> <p>【医療局】</p> <p>4 外来診療の充実については、医師配置や他の県立病院からの診療応援の状況と、新型コロナウイルス感染症対応と訪問診療の実施状況を勘案しながら、地域のニーズを踏まえて、引き続き検討を進めていきます。(B)</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>5 県立病院ではオンライン診療に係るシステム整備を進めており、令和5年3月から宮古病院附属重茂診療所で運用を開始したところです。オンライン診療を行うためには、オンライン診療に適した患者であるかを判断したうえで、患者側の通信環境の整備、機器の操作が可能であるか、薬の受け取り方法や対面診療が必要となった場合の対応等を整理する必要があることから、町の協力を得ながらニーズに応じて調整を行っていきたいと考えています。</p> <p>なお、大船渡病院附属住田地域診療センターにおいては、令和6年1月からオンライン診療に適した患者を数名程度選定し、オンライン診療を行いながら効果検証を行っているところです。(B)</p> <p>6 入院ベッドの確保については、県立病院における危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するため、平成21年4月に病床を休止したところであり、こうした現状については現在も変わらないものと認識しており、依然として難しい状況です。(C)</p>			

住田町

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したものの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	2. 一般 県道釜石 住田線他 3路線及 び国道 107号他 2路線の 整備促進 について 1 県道 の整備促 進につい て	<p>一般県道釜石住田線、同上有住日頃市線、同遠野住田線及び同世田米矢作線は、山間部の市町村間を結ぶ重要路線であります。狭あい・急カーブである箇所が多く、交通に不便を来しております。</p> <p>特に、一般県道釜石住田線の未改良区間は、地域住民の日常の生活道路であり、東北横断自動車道滝観洞I.C及び観光地「滝観洞」へのアクセス道でもある重要な道路であります。狭あい箇所が多く、災害に対し脆弱な道路となっております。住民が改良を長く待ち望んできた路線でもあり、早期の改良整備が求められています。</p> <p>国道107号は、本町と大船渡市、気仙地域と東北横断自動車道宮守I.Cとを最短で結ぶルートであり物流や救急医療等の面で重要な路線であります。しかしながら、白石峠及び荷沢峠の急カーブ、急こう配は、特にも冬期間は路面凍結等が原因で通行止めも発生する状況となっていることから、白石峠の改良整備の早期着工及び荷沢峠改良の事業化促進を強く望むものであります。なお、岩手県新広域道路交通計画で構想路線として位置づけの(仮称)大船渡内陸道路につきましては、地域の意見等を十分調査のうえ検討していただく必要があります。</p>	<p>(1) 一般県道釜石住田線の小松から中塚間については、令和3年度に「中塚工区」として事業化したところであり、令和5年度は道路詳細設計を進めました。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>土倉から大洞間については、早期の整備は難しい状況ですが、復興道路等のネットワーク完成後における道路需要の変化も見極めながら、どのような整備や改良が可能か総合的に判断していきます。(C)</p> <p>(2) 一般県道上有住日頃市線の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>(3) 一般県道遠野住田線の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	A : 1 C : 4

住田町

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
		<p>国道397号は、気仙地域から東北縦貫自動車道水沢I.C、東北新幹線水沢江刺駅へと続く幹線道路であります。県のご配慮により一部において、路線の整備が図られましたが、急勾配、急カーブの未改良区間が残っており早期の改良整備が必要であります。</p> <p>地域の振興と安全安心の社会基盤を形成するため、下記のとおり道路改良の整備促進を提案いたします。</p> <p>1 県道の整備促進について</p> <p>(1) 一般県道釜石住田線の未改良区間の改良整備促進</p> <p>① 上有住字小松から中塚間の改良 ② 上有住字土倉から大洞間の改良</p> <p>(2) 一般県道上有住日頃市線（通称：六郎峠）の改良整備</p> <p>(3) 一般県道遠野住田線（通称：蕨峠）の改良整備</p> <p>(4) 一般県道世田米矢作線の改良整備</p>	<p>(4) 一般県道世田米矢作線の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	2. 一般 県道釜石 住田線他 3路線及 び国道 107号他 2路線の 整備促進 について 2 国道 の整備促 進につい て	<p>一般県道釜石住田線、同上有住日頃市線、同遠野住田線及び同世田米矢作線は、山間部の市町村間を結ぶ重要路線であります。狭あい・急カーブである箇所が多く、交通に不便を来しております。</p> <p>特に、一般県道釜石住田線の未改良区間は、地域住民の日常の生活道路であり、東北横断自動車道滝観洞I.C及び観光地「滝観洞」へのアクセス道でもある重要な道路であります。狭あい箇所が多く、災害に対し脆弱な道路となっております。住民が改良を長く待ち望んできた路線でもあり、早期の改良整備が求められています。</p> <p>国道107号は、本町と大船渡市、気仙地域と東北横断自動車道宮守I.Cとを最短で結ぶルートであり物流や救急医療等の面で重要な路線であります。しかしながら、白石峠及び荷沢峠の急カーブ、急こう配は、特にも冬期間は路面凍結等が原因で通行止めも発生する状況となっていることから、白石峠の改良整備の早期着工及び荷沢峠改良の事業化促進を強く望むものであります。なお、岩手県新広域道路交通計画で構想路線として位置づけの(仮称)大船渡内陸道路につきましては、地域の意見等を十分調査のうえ検討していただく必要があります。</p> <p>国道397号は、気仙地域から東北縦貫自動車道水沢I.C、東北新幹線水沢江刺駅へと続く幹線道路であります。県のご配慮により一部において、路線の整備が図られましたが、急勾配、急カーブの未改良区間が残っており早期の改良整備が必要であります。</p>	<p>(1)-①・② 令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」の中で、大船渡から遠野を結ぶルートである一般国道107号を「一般広域道路」として位置付けるとともに、さらに、これに重ねる形で将来の高規格道路としての役割を期待する構想路線として「(仮称)大船渡内陸道路」を位置付けました。</p> <p>この計画に基づき、国道107号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により順次整備を進めていくこととしており、令和4年度に事業化した「白石峠工区」の整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>荷沢峠の新トンネル・融雪道路等については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>なお、積雪や路面凍結時の対策については、速やかな初期除雪やきめ細やかな凍結防止剤の散布等、適切な道路管理に努めていきます。(C)</p> <p>(2)-① 一般国道397号の子飼沢トンネルから栗木トンネル間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	A : 1 C : 4

住田町

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		地域の振興と安全安心の社会基盤を形成するため、下記のとおり道路改良の整備促進を提案いたします。 2 国道の整備促進について (1) 国道107号の改良整備 ①白石峠の改良整備の早期着工 ②荷沢峠の新トンネル・融雪道路等の早期事業化 ③世田米字川口から小股間の歩道設置 (2) 国道397号の改良整備 ①子飼沢トンネルから栗木トンネルまでの区間の抜本的な改良 (3) 国道340号の改良整備 ①世田米字天風から下有住字高瀬間の歩道設置	(1)-③、(3)-① 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性や緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	3. 県立 住田高等 学校の魅 力向上に ついて	<p>本町では、平成29年度から令和6年度まで2期・8年間にわたり、町内2小学校・2中学校に「岩手県立住田高等学校」を加えた5校が「文部科学省研究開発学校」に指定を受け研究実践を行っています。</p> <p>この研究実践として、岩手県教育委員会、岩手大学教育学部田代高章教授・山本 奨教授等の指導を受けながら、本町独自の取組として新設教科「地域創造学」による中山間地域を担う人材育成の在り方に取り組んでおります。</p> <p>この取組において住田高校は、町内唯一の高等学校として町内小・中・高と連携した12年間の研究において第4・第5ステージにあたり大切な役割を担っています。</p> <p>本町では、住田高校の魅力化向上と入学生の確保に向け、以前より「給食の無償化」「通学費の補助」「海外派遣研修費支援」「英語検定料の全額町費負担」に加え、「教育コーディネーターの採用」や「高校敷地内への生徒の居場所施設の設置及び運営」に住田高校と一体となり取り組んでいるところであります。</p> <p>住田高校は、本町はもとより大船渡市・陸前高田市を含めた「気仙地域」を担う人材の育成及び中学校卒業生の進学先として欠くことのできない存在であることを再度認識していただき、住田高校のさらなる魅力化向上へのご支援とご協力をお願いいたします。</p>	<p>貴町の教育コーディネーターの派遣等、住田高校への各種支援等の取組に対し、感謝申し上げます。</p> <p>県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んで来た「高校魅力化促進事業」を、令和4年度からは国の交付金を活用して、すべての県立高校を対象とした「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」に取り組むことにより、高校魅力化の全県展開を推進しているところです。</p> <p>住田高校については、同事業のメニューである探究共創事業の実施や魅力化プロデューサーの派遣等により、同校の魅力化への取組を支援しており、今後とも地域と連携しながら、住田高校の魅力づくりや地域で活躍する人材育成等について取り組んでいくこととしています。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B:1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	4. 環境に配慮した持続可能な林業振興対策の推進について 1 森林整備に係る事業の拡充及び予算の確保	<p>森林は、木材生産のみならず、水源涵養や環境保全、災害防止、動植物の生息の場等としてかけがえのない重要な役割を果たしています。</p> <p>しかしながら、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や放棄による山林荒廃へと繋がり、ひいては、森林の持つ多面的な機能の発揮に支障を及ぼすことも懸念されるところであります。</p> <p>つきましては、健全な森林管理と木材の積極的な利用を促進するため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>1 森林整備に係る予算の確保 (1) 森林環境保全直接支援事業の要望予算額の安定的な確保に向けた働きかけを行うこと。なお、十分な予算が確保されない場合にあつては、県において必要な予算を措置し、市町村の要望どおりの時期と事業量により施業を発注できるようにすること。</p>	<p>県では、再造林等の計画的な森林整備や路網の整備の一層の促進を図るため、令和5年6月に国に対して、森林整備事業等の予算を十分に確保するよう要望を行ったところです。</p> <p>なお、市町村を含む事業主体による森林整備につきましては、森林環境保全直接支援事業（公共）に加え、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業（非公共）、いわて環境の森整備事業も活用しながら支援しているところであり、引き続き、これらの事業に必要な予算を十分に確保するとともに、貴町からの事業要望時期を踏まえた予算配分に努めていきます。 (B)</p>	沿岸広域振興局	農林部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	4. 環境に配慮した持続可能な林業振興対策の推進について 2 スマート林業の推進	<p>森林は、木材生産のみならず、水源涵養や環境保全、災害防止、動植物の生息の場等としてかけがえのない重要な役割を果たしています。</p> <p>しかしながら、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や放棄による山林荒廃へと繋がり、ひいては、森林の持つ多面的な機能の発揮に支障を及ぼすことも懸念される場所があります。</p> <p>つきましては、健全な森林管理と木材の積極的な利用を促進するため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>2 スマート林業の推進</p> <p>(1) 森林整備（地拵、造林、保育等）の省力化・軽労化、コスト削減に向けた技術調査を進めるとともに、その導入に係る助成制度の充実・拡充を図ること。</p> <p>(2) 効率的な施業の集約化に向け、県が主体となり、全县を対象とした航空レーザ計測等による精緻な森林資源情報の調査・把握を行うこと。</p>	<p>(1) 県では、造林コストの低減に向け、従来より植栽本数が少ない低密度植栽や、伐採から再造林までの作業を連続して行う一貫作業システムの導入などに取り組んできたところです。</p> <p>国に対しては、造林・育林作業の省力化と低コスト化を実現する機械の早期実用化に向けた取組を推進するよう要望を行っているところであり、具体的新規機種導入にあたっては「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業」等により支援しているところです。引き続き、森林整備における省力化・低コスト化の取組を促進させるよう努めていきます。(B)</p> <p>(2) 県及び市町村では、民有林の森林資源等を調査するため、国の事業や森林環境譲与税などを活用した航空レーザ測量を行っています。</p> <p>県では、県内全域を対象とした航空レーザによる森林現況調査について、地域毎に異なる利用目的に沿った調査内容やその費用負担のあり方等に課題があると認識しているところです。</p> <p>一方、県では、令和5年4月から、最新の森林情報に関係者間で共有できる森林クラウドシステムの運用を開始しており、市町村等が実施した航空レーザ計測の成果等が共有可能となるなど、より精緻な森林資源情報を把握できる体制を整えたところです。</p> <p>引き続き、効率的な施業の集約化に向けて、森林・林業施策に必要な森林資源情報の充実に努めていくとともに、航空レーザ計測による調査等のあり方について研究していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	4. 環境に配慮した持続可能な林業振興対策の推進について 3 担い手対策の強化	<p>森林は、木材生産のみならず、水源涵養や環境保全、災害防止、動植物の生息の場等としてかけがえのない重要な役割を果たしています。</p> <p>しかしながら、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や放棄による山林荒廃へと繋がり、ひいては、森林の持つ多面的な機能の発揮に支障を及ぼすことも懸念されるところであります。</p> <p>つきましては、健全な森林管理と木材の積極的な利用を促進するため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>3 担い手対策の強化</p> <p>(1) 就業者が少ない現状を分析した上で、林業のイメージアップを図る等、林業労働力の確保に取り組むこと。</p> <p>(2) 林業経営体の雇用管理の改善に向けた助成制度の充実・拡充を図ること。</p>	<p>(1) 県では、林業への就業希望者の裾野拡大を図るとともに、将来的に林業経営体の中核となり得る人材の育成を図るため、平成29年度から「いわて林業アカデミー」を運営しており、現在第7期生の研修を行っています。</p> <p>また、県では、SNS等の活用による幅広い世代を対象とした情報発信に努めてきたほか、高校生等を対象とした高性能林業機械の操作体験等による職業理解の促進など、林業のイメージアップを図る取組を行っています。</p> <p>加えて、(公財)岩手県林業労働力対策基金においては、林業への就業希望者等を対象とした現場見学会や林業就業支援講習等を開催しているところです。</p> <p>今後も、林業のイメージアップや職業理解の促進を図り、林業が就職先の選択肢となるよう、努めていきます。(B)</p> <p>(2) (公財)岩手県林業労働力対策基金では、新規就業者を月給制等を適用して雇用した場合の奨励金の交付をはじめ、労働安全衛生用品の購入等の経費や退職金共済制度の掛金に対する助成など、林業経営体の雇用管理の改善に向けた取組を支援しています。</p> <p>基金においては、制度の充実を図るため、毎年林業関係団体の意見を聞きながら助成内容の見直しを行っております。(B)</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したものの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	4. 環境に配慮した持続可能な林業振興対策の推進について 4 松くい虫防除対策の強化(被害区域拡大阻止の取組支援)	<p>森林は、木材生産のみならず、水源涵養や環境保全、災害防止、動植物の生息の場等としてかけがえのない重要な役割を果たしています。</p> <p>しかしながら、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や放棄による山林荒廃へと繋がり、ひいては、森林の持つ多面的な機能の発揮に支障を及ぼすことも懸念されるところであります。</p> <p>つきましては、健全な森林管理と木材の積極的な利用を促進するため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>4 松くい虫防除対策の強化(被害区域拡大阻止の取組支援)</p> <p>(1) 森林病虫害等駆除事業について、粘着シート法による松くい虫・ナラ枯れ被害対策を講じた場合にあっては、早急に県単独補助の対象とすること。</p> <p>(2) 薬剤を使用しない形での松くい虫、ナラ枯れ被害対策防除方法について、県が先導し調査研究を進めること。</p>	<p>(1) 粘着シート法による防除を県単独補助の対象とすることについては、現在、貴町で行われている粘着シート法の実証試験結果等を参考に国の試験研究機関の意見を聞きながら見極めを行い、必要に応じて検討を進めていきます。(B)</p> <p>(2) 薬剤を使用しない防除方法については、焼却のほか、松くい虫被害木等の利用駆除ガイドラインに基づき、被害木をチップ、合板用単板、製材に利用する破砕等処理による防除が実施可能となっており、令和5年度からは、破砕等処理を県単独補助事業のメニューに追加したところです。県では、引き続き、薬剤を使用しない防除方法について、国の試験研究機関等と連携を密にし、貴町に情報提供していきます。(A)</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B : 1 A : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	5. 畜産 振興の促 進につい て	<p>本町の農業産出額の90%以上を占める畜産業は、養豚、養鶏の企業型経営を中心に産業、生産から流通に至るまでの雇用の場として重要な役割を果たしています。そのため、畜産業の拡大は、単に農業の振興にとどまらず、後継者問題の解決、雇用の場の創出、6次産業化への進展の期待が持たれるものです。</p> <p>しかし、長年、大家畜の診療業務を担ってきた岩手県農業共済組合は、診療業務の経営悪化を理由に「令和6年4月以降、気仙地域を診療対象外とする」という通知を出しており、産業動物分野の獣医師が不在の本町を含む気仙地域では、大家畜を有する畜産農家に不安が広がっており、畜産業を安定的に発展させていくためには、広域的な視点での獣医療提供体制の強化が必要です。</p> <p>また、近年感染地域が拡大している豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病については、患畜等が発生した場合には畜産農家が埋却地の確保を求められているが、大規模に飼養している畜産農家を中心に、埋却地の確保が困難であるうえに、畜舎周辺の埋却地では再生産活動に移行できず廃業の恐れもあることから、行政側においても補完的な準備が必要不可欠であると考えます。</p> <p>つきましては本町の主要な産業、雇用の場の確保による人口減少対策、地域経済の活性化が図られるため次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>1 獣医療提供体制の構築及び体制の強化 (1) 獣医師不足の問題解消については、引き続き県が主導して県内の獣医師偏在を解消すること。</p>	<p>1(1) 獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、平成3年度に県事業として獣医師修学資金制度を創設し、県内で就業した場合には返還を要さない修学資金の貸付を行うとともに、獣医系大学での就職説明会の開催などに取り組んでいるところです。</p> <p>また、獣医師が不足する地域においては県が主体となって関係市町村、農協、共済組合と検討を進めているところであり、引き続き県内の獣医師偏在解消に向け、努めていきます。(B)</p> <p>1(2) 岩手県農業共済組合家畜診療所の診療対象区域の見直しを受け、県では、気仙地域の3市町や関係団体とともにこれまで6回の検討会を開催して対応策の検討等を行い、令和5年度から気仙地方を対象として獣医療を提供する獣医師を確保したところです。引き続き、国事業も活用して獣医師修学資金制度等の予算確保を図りながら、県全体の獣医師を確保するとともに、本地域における獣医療提供体制の確保に対する支援に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B : 3

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>(2) 岩手県農業共済組合が診療対象外とした地域で、新たに構築する獣医療提供体制に対し、併せて財政的支援を行うこと。</p> <p>2 鳥インフルエンザや豚熱による患畜等の発生に備えた県による補完的な埋却地の準備および焼却またはレンダリング施設を確保すること。</p>	<p>2 家畜伝染病が発生した場合の埋却地等確保の義務は、家畜所有者にあることから、県としては、家畜所有者の埋却地等の準備が十分で無い場合には、土地の確保等に関する情報提供や、助言、指導等必要な措置を講ずるよう努めていきます。</p> <p>また、焼却またはレンダリング施設へ運搬して処理する場合、ウイルスの散逸の可能性があることから、これらの処理が必要な場合には、国が所有する移動式のレンダリング装置の貸付について、国に協力を求めていきます。(B)</p>			
令和5年7月6日(木)	6. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて	<p>本町では、これまで主食用米の需給安定と生産者の経営安定、農地の集積・集約に取り組みながら地域の農業生産基盤の維持、振興に取り組んできました。</p> <p>しかし、令和4年度の「水田活用の直接支払交付金」の見直しによる対象水田の厳格化(5年に1度の水張りの要件化)や単価の引き下げは、農業者の経営圧迫、生産意欲の減退、延いては荒廃農地の増加につながることも懸念されています。</p> <p>この制度改正により、「畑地化促進事業」がメニュー化されたところですが、農業者の経営判断に大きな影響を与える内容であるにもかかわらず、早期の段階で運用方法等が明確に示されなかったため、農業者へ十分な理解を促すことが困難となりました。さらに、配分基準が厳しく、農業者の取組に対して交付金を十分に措置できない可能性を懸念しております。</p>	<p>県では、国に対し、</p> <p>① 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて、引き続き、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じること</p> <p>② 「畑地化促進事業」については、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置すること</p> <p>③ 多年生牧草等の生産への支援については、飼料自給率向上の観点から、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充することについて要望しているところであり、引き続き、農業者が安心して経営できるよう、国に対し必要な対策を講じるよう求めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	農林部	B:1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
		<p>また、飼料作物についても、海外からの輸入乾牧草の高騰により、先行きが不透明な状況が続いており、令和4年度の多年生作物（牧草）に対する単価の引き下げに対応するため、畜産農家が十分に自給飼料を確保できるよう様々議論がなされているところです。</p> <p>つきましては、生産者が計画的かつ意欲をもって生産し、安定的な農業経営ができるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、次の事項について、国に対して強く働きかけていただきますよう提案いたします。</p> <p>1 水田活用の直接支払交付金について、次の事項が実現されるよう国へ働きかけること。</p> <p>(1) 制度の見直しにより、対象水田から除外されることで、荒廃農地の増加や離農者の増加が懸念されることから、運用にあたっては、より丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分にふまえて運用すること。</p> <p>(2) 交付対象水田を畑地化した場合であっても、生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取組めるよう、十分な予算措置及び新たな支援措置を速やかに講じること。</p> <p>(3) 輸入乾燥牧草価格の高騰などの情勢を踏まえ、多年生牧草の交付金に変わる新たな支援措置を講じること。</p>				

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	7. 鳥獣 被害対策 の強化・ 充実につ いて 1 鳥獣 捕獲対策 の強化	<p>ニホンジカをはじめ、カモシカ、クマ、ニホンザル、ハクビシン、イノシシなどによる鳥獣被害が町全域に拡大しており、本町の農林業振興に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>近年は、ニホンジカによる被害に加え、ニホンザル、イノシシによる被害も多く聞かれ、被害防除対策や有害捕獲対策のより一層の充実・強化が必要となっております。</p> <p>ニホンザルについては、農業被害が深刻化しており、生息域が拡大していることが予想されますが、移動性が高いため、その行動を専門的な知見をもって調査・分析し、対策を講じる必要があるものの、鳥獣被害防止総合対策事業の推進事業における内示額は要望額の48%となっており、十分な対策を講じることが困難となっております。</p> <p>また、国や県による有害鳥獣の捕獲強化の要請もあり、捕獲頭数の増加が見込まれるところでありますが、狩猟者の高齢化が著しく、次代を担う者の確保が課題となっております。</p> <p>つきましては、鳥獣被害対策の強化・充実を図るため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>1 鳥獣捕獲対策の強化 (1) 国に対し、鳥獣被害防止総合支援事業の要望予算額の早期確保に向けた働きかけを行うこと。なお、十分な予算が確保されない場合にあっては、県において必要な予算を措置すること。</p>	<p>【農林水産部】</p> <p>(1) 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業について、県では国に対し、事業の継続とともに必要な予算の措置を要望しています。十分な予算が確保されない場合にあっては、県事業費の調整により市町村等が行う事業に優先して配分することや、追加配分を国へ要望するなどにより、事業費の早期確保に向けて取り組んでいきます。(B)</p> <p>(2) 被害防止計画に基づく実践活動などの情報を関係者間で共有することによって、より効果的な被害防止対策を推進することを目的に、沿岸圏域を対象とした鳥獣被害防止対策連絡会を開催するほか、今年度から新たに、農林振興センターに現地対策チームを設置し、被害防止技術の実証に取り組むなど、地域における被害防止対策の強化を図ることとしています。</p> <p>また、令和5年度は、広域的に分布・移動するシカ・イノシシによる被害の防止を目的に、複数市町村を範囲とした広域捕獲活動を県が主体となって実施することとしています。</p> <p>今後もこうした取組により、鳥獣捕獲の推進に向けた県と市町村との連携強化に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部、 農林部	B : 3 C : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>(2) 鳥獣捕獲の推進には県及び市町村間の連携強化が必須であることから、県の主導により市町村境で一斉捕獲を実施する体制を構築する等、実効性のある取組みを行うこと。</p> <p>(3) 県内の一部市町村では、捕獲従事者へのインセンティブ措置として、緊急捕獲活動支援事業におけるニホンジカ捕獲報償費に単独費用で嵩上げを行っていることから、国に対し、その嵩上げに見合うよう国庫補助額の引上げを働きかけること。また、国庫補助額の引上げがなされない場合は、県において助成制度を創設すること。</p> <p>(4) 県内他地域への被害拡大を未然に防ぐ意味でも、ニホンザルの群れの分布、個体数、加害レベル等の生息状況調査及び加害レベルの高い群れの除去も考慮した特定鳥獣保護管理計画の作成を行うこと。</p>	<p>(3) 県では国に対し、有害捕獲活動の上限単価の引き上げと、必要な予算の措置を要望しているところ。県では引き続き、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業により市町村等を支援し、農業者が意欲をもって農業生産活動を継続できるよう取り組むとともに、捕獲インセンティブ向上につながるよう、機会を捉えて有害捕獲活動の上限単価の引き上げ等を国に要望していきます。(B)</p> <p>【環境生活部】</p> <p>(4) ニホンザルについては、本県の生息分布が限定的であり、個体数の著しい増加が報告されていないこと、他の鳥獣に比べて農業被害額が少ない状況であることなどから、管理目標を定めて個体群管理を行う状況に至っておらず、現時点では、防除対策や適切な捕獲による対応がより重要と認識しています。</p> <p>引き続き、関係市町村等による連絡会議の開催等により、生息状況や被害状況の把握に努めるとともに、市町村と連携して捕獲を含めた必要な対策に努めていきます。(C)</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したものの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	7.鳥獣 被害対策 の強化・ 充実につ いて 2 鳥獣 被害対策 の強化	<p>ニホンジカをはじめ、カモシカ、クマ、ニホンザル、ハクビシン、イノシシなどによる鳥獣被害が町全域に拡大しており、本町の農林業振興に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>近年は、ニホンジカによる被害に加え、ニホンザル、イノシシによる被害も多く聞かれ、被害防除対策や有害捕獲対策のより一層の充実・強化が必要となっております。</p> <p>ニホンザルについては、農業被害が深刻化しており、生息域が拡大していることが予想されますが、移動性が高いため、その行動を専門的な知見をもって調査・分析し、対策を講じる必要があるものの、鳥獣被害防止総合対策事業の推進事業における内示額は要望額の48%となっており、十分な対策を講じることが困難となっております。</p> <p>また、国や県による有害鳥獣の捕獲強化の要請もあり、捕獲頭数の増加が見込まれるところでありますが、狩猟者の高齢化が著しく、次代を担う者の確保が課題となっております。</p> <p>つきましては、鳥獣被害対策の強化・充実を図るため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>2 鳥獣被害対策の強化 (1) 鳥獣被害対策に係る助成制度の充実・拡充を図ること。 (2) 県において、捕獲した有害鳥獣の広域的な処理施設を設置すること。</p>	<p>(1) 鳥獣被害対策に係る助成制度の充実・拡充 【農林水産部】 県では、シカなどによる農林業被害を防止するため、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業や森林整備事業により、防護柵や電気柵などの整備を支援しています。 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業は国庫事業を活用しているため、県では国に対し、事業の継続とともに必要な予算の措置を要望しており、今後も、機会を捉えて事業の充実・強化を国に要望していきます。 (B)</p> <p>【教育委員会事務局】 県教育委員会では、指定天然記念物保護増殖事業(カモシカ食害対策)として、事業費(主たる経費が60万円以上を対象)の2分の1以内の額を補助金として交付しており、今後もカモシカ食害対策への支援に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部、 農林部、 経営企画 部	A : 1 B : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>(2) 県において、捕獲した有害鳥獣の広域的な処理施設設置 【環境生活部】 捕獲従事者にとって捕獲した個体の処理が大きな負担になっていると承知しており、当該個体を廃棄する場合は一般廃棄物となるものの、県としても市町村における適正処理の助言等を行うべき立場にあると認識しています。</p> <p>そのような中、令和5年9月には、市町村や一部事務組合等が参加する「家庭ごみ有料化・減量化研究会」において、捕獲した個体の一般廃棄物としての処理に関する現状や課題を整理したところであり、一部の市町村では一般廃棄物処理施設に捕獲個体を搬入できていることも明らかになりました。このことを踏まえ、県では、令和6年度の新規事業として、市町村が捕獲した個体を処理するために施設を整備する際の補助制度を創設しました。</p> <p>この事業の活用とともに、廃棄物処理の担当部署と連携し、必要な助言を行うことにより、市町村における効率的な処理に向けた取組を支援していきます。</p> <p>(A)</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	7. 鳥獣被害対策の強化・充実について 3 狩猟者の育成・確保に向けた支援の充実	<p>ニホンジカをはじめ、カモシカ、クマ、ニホンザル、ハクビシン、イノシシなどによる鳥獣被害が町全域に拡大しており、本町の農林業振興に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>近年は、ニホンジカによる被害に加え、ニホンザル、イノシシによる被害も多く聞かれ、被害防除対策や有害捕獲対策のより一層の充実・強化が必要となっております。</p> <p>ニホンザルについては、農業被害が深刻化しており、生息域が拡大していることが予想されますが、移動性が高いため、その行動を専門的な知見をもって調査・分析し、対策を講じる必要があるものの、鳥獣被害防止総合対策事業の推進事業における内示額は要望額の48%となっており、十分な対策を講じることが困難となっております。</p> <p>また、国や県による有害鳥獣の捕獲強化の要請もあり、捕獲頭数の増加が見込まれるところでありますが、狩猟者の高齢化が著しく、次代を担う者の確保が課題となっております。</p> <p>つきましては、鳥獣被害対策の強化・充実を図るため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>3 狩猟者の育成・確保に向けた支援の充実 (1) 県において、狩猟免許の取得に係る助成事業を創設すること。</p>	<p>平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税については、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者を免税対象に、有害鳥獣捕獲の従事者を1/2減税対象とする等の措置がとられています。</p> <p>また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会の無料での開催、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえた狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。</p> <p>併せて、経験の浅い狩猟者の技能向上のための研修会や、新たな捕獲の担い手を確保するため狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでいるところです。</p> <p>有害捕獲等に従事しない狩猟者との公平性の観点等から、免許取得に対する助成には慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御要望も参考として、引き続き狩猟者の確保に向けた取組を進めます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	C : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年7月6日(木)	8.治水事業等の促進について	<p>本町においては、豪雨の際は気仙川の増水により国道107号及び国道340号など幹線道路が冠水し、通行不能や河川沿いの住宅浸水、農地流出などの被害に度々見舞われ、洪水調整機能を有するダム建設は当地域に必要不可欠でありました。しかし、岩手県が主導して長期間にわたり進められてきた津付ダム建設事業の「中止」は、流域の治水対策がその間ほとんど実施されなかったところで、住民不安が高まるという誠に遺憾な結果となり治水対策は、喫緊の課題であります。</p> <p>平成28年8月の台風第10号では、気仙川本流上流域の今まで氾濫経験のない地点で床下浸水や橋梁の冠水に見舞われており、早期の本河川改修は極めて重要であり、整備促進が必要であります。</p> <p>岩手県においては、昭和橋の架け替え事業を含め気仙川の治水対策を鋭意、推進いただいております。また、洪水被害の防止のため、定期的なパトロールによる堆積土砂や流木、立ち木等の除去等についても継続的に実施していただいております。</p> <p>今後におきましても、事業予算を確保していただき、洪水などから住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを形成するためにも、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p>	<p>気仙川流域は、近年において平成14年7月、平成25年7月、平成28年8月などの台風や豪雨により、住田町の一部で浸水被害が発生するなど早期に治水対策を進めることが重要であると考えています。</p> <p>気仙川と大股川の河川改修については、平成26年度から測量設計のほか、堆積した河道内の土砂掘削に着手しており、当面、近年の洪水による浸水被害を防止するよう、概ね30年に1度の洪水に対応する河川改修を進めているところです。</p> <p>その後、将来目標とする70年に1度の洪水に対応する河川改修を家屋の浸水被害防止を優先して段階的に進め、早期の治水効果発現に努めていきます。</p> <p>なお、河川改修を進めるに当たっては、住民説明会等で地域の皆様から頂いた御意見や御要望を工事に反映させて取り組んでいきます。</p> <p>1 気仙川流域の河川改修事業については、気仙川においてこれまでに、川向地区のすみた荘付近における築堤・護岸工事が完了したほか、現在、火石地区の住田フーズ株式会社付近における護岸工事を進めており、令和5年5月に岩澤橋まで完了しました。</p> <p>また、昭和橋の架け替えについては、令和4年度に旧橋の撤去が完了し、引き続き新橋の下部工を施工しているところです。</p> <p>大股川については、金成地区において進めてきた工事が令和5年度に概成しました。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 2 C : 2

住田町

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		1 気仙川流域における河川改修事業の整備促進 2 上有住字中塚（檜山川合流点）以北の県管理河川への変更 3 世田米字川口以北の河川整備計画策定及び河川整備の促進 4 県管理河川の浚渫等の洪水被害防止対策の継続実施	2 気仙川指定河川上流端については、当該地を上流端とした経緯などをふまえ、流域の重要性等を勘案しながら検討をしていきます。（C） 3 川口以北の河川整備計画策定及び河川整備については、背後の土地利用状況等を踏まえ、緊急性・重要性を勘案し、引き続き、検討していきます。（C） 4 河道掘削及び立ち木伐採については、平成29年度に中沢川合流点を含む気仙川世田米地内で、令和元年度は気仙川高瀬橋付近、令和3年度は中沢川において実施したところです。 今後も河川の河道掘削及び立ち木伐採については、河川巡視等により管内河川の状況把握をしながら、緊急性があり事業効果の高い箇所から集中的に実施していきます。（A）			

【反映区分】

A:提言等の趣旨に沿って措置したもの

B:実現に努力しているもの

C:当面は実現できないもの

D:実現が極めて困難なもの

S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	9. 国際 リニアコ ライダー (ILC) の誘致実 現につい て	<p>国際リニアコライダー（ILC）の誘致が実現し、世界最先端の大型実験研究拠点が形成されることは、建設に係る直接的な効果はもとより、その研究成果を活用したものづくり産業、医療などの飛躍的な発展や新たな需要の創出など、多大な経済効果と雇用機会の拡大をもたらすものであります。</p> <p>また、世界から多くの研究者やその家族が来訪、移住し交流・居住人口が増加することで多文化共生社会が形成され、国際化の進展や教育・文化・観光の振興など、その効果は多岐にわたり、持続可能な地域づくりに大きく貢献するものと考えております。</p> <p>このように、大いなる可能性を秘めたILC計画は、まさに未来への希望と活力を与える地方創生の一大プロジェクトであり、文明と自然の新たな調和による相乗効果が期待できるものであります。</p> <p>つきましては、北上山地へのILC誘致が実現するよう、次の事項について、国に対して強く働きかけていただきますよう提案いたします。</p> <p>1 ILCの国内誘致に関する方針の早期決定と資金の分担や研究参加に関する国際調整、北上山地における施設整備や研究体制の確立等に向けた取り組みの推進</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災からの創造的復興につながるものであることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところであります。</p> <p>現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和5年6月の「令和6年度政府予算等に関する提言・要望」に続き、11月にも国に対し以下の事項について要望を行いました。</p> <p>1 国際協働による加速器の研究開発が着実に進むよう、必要な予算を確実に確保すること</p> <p>2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること</p> <p>3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること</p> <p>令和6年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B：1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	10. 公共交通網の維持・確保について 1 公共交通の維持・確保のため地域公共交通確保維持改善事業の地域の実情に応じ、運行回数、輸送人数等補助対象要件の緩和、補助金額の拡大を国へ要望すること	公共交通機関は、住民の日常生活及び社会生活の基盤として、単なる移動手段としてだけでなく、社会経済活動への積極的な参加に対し重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在であります。また、長期にわたり新型コロナウイルス感染症の影響により人流の抑制が求められ、不特定多数の乗客が利用する公共交通が敬遠される傾向にあったこともあり、民間の路線バスについては運行継続が非常に厳しい状況にあります。 本町においても岩手県交通㈱のバス路線の減便等が続き、代替の交通手段の確保等対応に苦慮しているものです。民間バス路線の減便・廃止については単体の自治体だけの問題ではなく広域の市町村に関わるものです。「岩手県地域公共交通網形成計画」では、県民の日常生活に必要な不可欠な公共交通を守るため、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むとされております。当該計画の主旨により、民間のバス路線の減便廃止につきましては、事前に「生活交通対策協議会」「バス路線活性化検討会」等での協議をし、実施までに十分な期間がとれるよう、民間事業者との連携の強化を図ることが重要でありその調整については、県がその役割を担うものと捉えております。また、広域バス路線の維持・確保に向けては、県が主体的に行動し、市町村、民間事業者への情報提供や、市町村、民間事業者間の調整を図ることが重要になると捉えております。	県は、令和6年度政府予算提言・要望等において、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件の緩和や補助上限額の拡大などを要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。(B)	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
		<p>県内の公共交通網においては、利用者が少ない不採算路線を運営する事業者の財政状況は大変厳しく、人材の育成・確保という観点からも、危機的状況にあると捉えております。</p> <p>まちづくりと交通が一体となった持続可能な交通体系の構築を実現し、県内の安定した公共交通網を維持・確保をしていくためには、市町村の負担だけでは限界があり、今後とも国及び県の継続した財政的な支援も含めた総合的な支援が必要であります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>1 公共交通の維持・確保のため地域公共交通確保維持改善事業の地域の実状に応じ、運行回数、輸送人数等補助対象要件の緩和、補助金額の拡大を国へ要望すること</p>				

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	10. 公共交通網の維持・確保について 2 地域住民の通学や通院といった日常生活に必要な広域的な公共交通網の維持・確保に向けた県の主体的な行動総合的な支援をすること	公共交通機関は、住民の日常生活及び社会生活の基盤として、単なる移動手段としてだけでなく、社会経済活動への積極的な参加に対し重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在であります。また、長期にわたり新型コロナウイルス感染症の影響により人流の抑制が求められ、不特定多数の乗客が利用する公共交通が敬遠される傾向にあったこともあり、民間の路線バスについては運行継続が非常に厳しい状況にあります。 本町においても岩手県交通㈱のバス路線の減便等が続き、代替の交通手段の確保等対応に苦慮しているものです。民間バス路線の減便・廃止については単体の自治体だけの問題ではなく広域の市町村に関わるものです。「岩手県地域公共交通網形成計画」では、県民の日常生活に必要な不可欠な公共交通を守るため、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むとされています。当該計画の主旨により、民間のバス路線の減便廃止につきましては、事前に「生活交通対策協議会」「バス路線活性化検討会」等での協議をし、実施までに十分な期間がとれるよう、民間事業者との連携の強化を図ることが重要でありその調整については、県がその役割を担うものと捉えおります。また、広域バス路線の維持・確保に向けては、県が主体的に行動し、市町村、民間事業者への情報提供や、市町村、民間事業者間の調整を図ることが重要になると捉えております。	(1) 県では、地域公共交通活性化推進事業費補助により、市町村が実施する公共交通に関する計画策定に対する支援を行うとともに、国や県、市町村、バス事業者で構成するバス路線活性化検討会において、路線ごとの収支状況や今後の見通しなどの必要な情報を関係者間で共有してきたところです。 また、国の職員などを講師とした市町村向け研修会の開催や、市町村の要請に応じて、公共交通に係る助言を行う有識者を派遣し、県も連携して地域の課題解決に向けた検討を行うなど、積極的な支援を行ってきたところであり、引き続き、市町村の地域公共交通計画の策定を支援していきます。(B) (2) 県は、広域バス路線の利用者の減少や減便・廃止といった路線ごとの課題を検討する仕組みとしてバス路線活性化検討会を設置しており、これまで、国、市町村、バス事業者間での協議・調整に取り組んできたところです。 また、これまで、事業者から路線廃止の意向が示された路線については、検討会の実施に加え、沿線市町村との個別の調整の実施や、バス事業者の意向の詳細把握に努めるなど、路線廃止・再編等に伴うバス事業者と沿線市町村間の調整や、市町村による代替交通の検討を積極的に支援してきたところであり、住民の生活の足の維持を図るため、引き続き、必要な支援を実施していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 2

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
		<p>県内の公共交通網においては、利用者が少ない不採算路線を運営する事業者の財政状況は大変厳しく、人材の育成・確保という観点からも、危機的状況にあると捉えております。</p> <p>まちづくりと交通が一体となった持続可能な交通体系の構築を実現し、県内の安定した公共交通網を維持・確保をしていくためには、市町村の負担だけでは限界があり、今後とも国及び県の継続した財政的な支援も含めた総合的な支援が必要であります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>2 地域住民の通学や通院といった日常生活に必要不可欠な広域的な公共交通網の維持・確保に向けた県の主体的な行動総合的な支援をすること</p> <p>(1) 公共交通再構築を図るために必要な公共交通計画策定に関し、県は必要な情報提供、助言、人材等についての積極的な支援をすること</p> <p>(2) 2つ以上の自治体にわたる路線については県が中心となって協議等を進める仕組みづくりをすること</p>				

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	10. 公共交通網の維持・確保について 3 公共交通の維持・確保のため の、地域公共交通活性化推進事業費補助金の地域の現状に応じた柔軟な対応、補助金額の拡大を図ること	公共交通機関は、住民の日常生活及び社会生活の基盤として、単なる移動手段としてだけでなく、社会経済活動への積極的な参加に対し重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在であります。また、長期にわたり新型コロナウイルス感染症の影響により人流の抑制が求められ、不特定多数の乗客が利用する公共交通が敬遠される傾向にあったこともあり、民間の路線バスについては運行継続が非常に厳しい状況にあります。 本町においても岩手県交通㈱のバス路線の減便等が続き、代替の交通手段の確保等対応に苦慮しているものです。民間バス路線の減便・廃止については単体の自治体だけの問題ではなく広域の市町村に関わるものです。「岩手県地域公共交通網形成計画」では、県民の日常生活に必要な不可欠な公共交通を守るため、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むとされております。当該計画の主旨により、民間のバス路線の減便廃止につきましては、事前に「バス路線活性化検討会」等での協議をし、実施までに十分な期間がとれるよう、民間事業者との連携の強化を図ることが重要でありその調整については、県がその役割を担うものと捉えております。また、広域バス路線の維持・確保に向けては、県が主体的に行動し、市町村、民間事業者への情報提供や、市町村、民間事業者間の調整を図ることが重要になると捉えております。	県では、地域公共交通活性化推進事業費補助により、市町村が実施する公共交通に関する計画策定及びコミュニティバス等の実証運行など、地域の実情に応じて必要となる経費に対する支援を行ってきたところです。 令和4年度に、県と市町村で構成する地域内公共交通構築検討会において、補助制度のあり方について検討を行ったところであり、令和5年度から、地域公共交通計画を策定する場合に対する支援の重点化や、複数の市町村で構成する法定協議会が実施する広域的な取組に対し、補助上限額を引き上げるなどの見直しを図ったところです。 今後も引き続き、市町村の御意見を踏まえながら、地域の実情を踏まえた支援のあり方を検討していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
		<p>県内の公共交通網においては、利用者が少ない不採算路線を運営する事業者の財政状況は大変厳しく、人材の育成・確保という観点からも、危機的状況にあると捉えております。</p> <p>まちづくりと交通が一体となった持続可能な交通体系の構築を実現し、県内の安定した公共交通網を維持・確保をしていくためには、市町村の負担だけでは限界があり、今後とも国及び県の継続した財政的な支援も含めた総合的な支援が必要であります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>3 公共交通の維持・確保のための、地域公共交通活性化推進事業費補助金の地域の実状に応じた柔軟な対応、補助金額の拡大を図ること</p>				

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したものの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	11. 防災 減災対策 の強化に ついて 1 防災 対策用資 機材や備 蓄品の整 備に対す る財政支 援	<p>昨今、日本各地において地震や豪雨・土砂災害等の大規模災害が多発しています。</p> <p>令和元年10月の台風第19号の接近では、本県沿岸部の広い範囲で記録的な大雨となり、各地で土砂崩れが発生するなど、甚大な被害をもたらしました。本町においても大雨特別警報が発表され、町内全域に避難指示を発令するなど、緊迫の度合いを深めたことは記憶に新しいところであります。</p> <p>つきましては、突然起こり得る災害から住民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>1 防災対策用資機材や備蓄品の整備に対する財政支援</p>	<p>避難所運営に必要な物資については、岩手県災害備蓄指針に基づき、市町村の備蓄を補完することを目的に、県が一定量の物資を備蓄してきたところであり、令和2年度から、複合災害に備え、マスク、消毒液、段ボールベッド、間仕切り、非接触型体温計等感染症対策のための物資や資機材の備蓄を行っているところです。</p> <p>また、感染症対策を目的とした災害備蓄物資の確保に係る財源措置についても、令和3年度から固定式間仕切り等が緊急防災・減災事業債の対象とされたほか、市町村による備蓄物資の購入について、都道府県消防防災・危機管理部局長会から国に対して、地方交付税の拡充等の地方財政措置を要望しています。</p> <p>今後も、民間事業者との協定や国のプッシュ型支援を組み合わせながら、発災時に被災者の方々に必要な物資が支給できるよう、国・市町村と連携して取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B:1
令和5年 7月6日 (木)	11. 防災 減災対策 の強化に ついて 2 市町 村防災 マップ作 成に対す る財政支 援	<p>昨今、日本各地において地震や豪雨・土砂災害等の大規模災害が多発しています。</p> <p>令和元年10月の台風第19号の接近では、本県沿岸部の広い範囲で記録的な大雨となり、各地で土砂崩れが発生するなど、甚大な被害をもたらしました。本町においても大雨特別警報が発表され、町内全域に避難指示を発令するなど、緊迫の度合いを深めたことは記憶に新しいところであります。</p> <p>つきましては、突然起こり得る災害から住民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、次の事項が実現されるよう提案いたします。</p> <p>2 市町村防災マップ作成に対する財政支援</p>	<p>令和3年の水防法改正により、中小規模河川においても、洪水浸水想定区域の指定が義務化されており、今後、県による洪水浸水想定区域の指定に伴い、当該区域の指定を受けた市町村では、避難場所や避難路等を住民等に周知する必要があるため、防災マップの作成・更新が避難場所等の周知に重要な役割を果たすものと考えています。</p> <p>このため、県では、全国知事会要望や北海道東北地方知事会要望において、市町村の防災マップ作成に係る財政支援について要望しているところであり、今後も、国による一層の財政支援を要望していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B:1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	12. 種 山ヶ原 「森林 (もり)の 科学館」 構想の実 現につい て	<p>「森林(もり)の科学館構想」は、種山ヶ原森林公園を包含する430haの林地をもって構成され、国道397号線に近接した箇所に科学館の館、研修棟、管理棟を設置し、森林環境学習における県南の拠点として本構想を最大限に活用できるよう、これまで提案してきたところです。</p> <p>種山ヶ原森林公園内の環境整備にあたっては、町において平成4年から7年にかけて、資源活用型林業構造改善事業を導入するとともに、県においては平成7年度から6年間にわたり、生活環境保全林整備事業として、森林浴歩道、木橋、駐車場、東屋、ベンチ等修景施業を実施し、その後の管理については町に移管されております。</p> <p>本町では、このフィールドを活用し、保育園児、小学校・中学校・高校の児童生徒、さらには一般の方々まで、各年代に応じた森林環境学習を体系化するとともに、「森の達人(マイスター)講座」を企画するなど「すみた森の案内人」といった指導者養成にも積極的に取り組んでおりますが、森林浴歩道や木橋など公園内の設備は老朽化が著しく、簡易な修繕により対処しているのが現状です。</p> <p>1 種山ヶ原森林公園の隣接地には、令和3年10月に国史跡の指定を受けた「栗木鉄山跡」も整備されており、引き続き、種山ヶ原一帯は教育や観光の領域での活用が期待されることから、施設整備後20年以上が経過している種山ヶ原森林公園について、大規模な改修工事を実施いただきますよう提案いたします。</p>	<p>生活環境保全林整備事業で整備された施設等の管理は町との覚書により行っているところですが、保安林機能の維持増進に必要な治山事業については、当該森林公園の整備に対する貴町の考えをお聞きしながら、必要な取組を検討してまいります。</p> <p>なお、市町村が管理する森林公園などの森林レクリエーション施設においては、県産木材で製作した案内板等の設置に対し、「いわての森林づくり県民税(県民参加の森林づくり促進事業)」の活用が可能です。</p> <p>また、令和4年6月林野庁・総務省から「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」が示され、公共施設の木造・木質化についても例示されております。(B)</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B:1